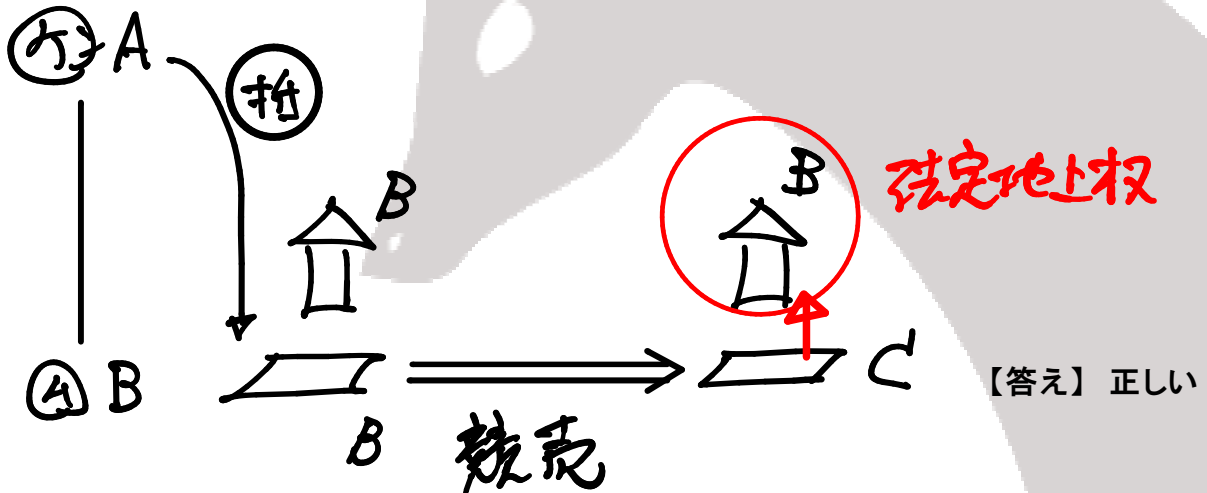


抵当権 法定地上権 S63-05-4 <<#390>>

【問】正誤をつけよ。

土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地のみを抵当としたときは、抵当権設定者は、競売の場合に地上権を設定したものとみなされる。



《ポイント》 法定地上権

土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。（民法 388 条 1 項前段）

# ★ 法定地上権

抵当権 **設定時** に、土地、**建物**

が **同一人に帰属**

**存在好**